

議案第44号

大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月13日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第12条の見出し中「業」を「事業」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「順守」を「遵守」に改める。

第18条を第21条とし、第17条の次に次の3条を加える。

（市による生活環境影響調査結果の縦覧等）

第18条 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下この条において「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下この条において「報告書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下この条において「意見書」という。）を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下この条において「施設」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

(2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

2 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、規則で定める事項を公告するものとする。

3 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供するときは、当該報告書に法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

4 縦覧場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 大田原市役所

(2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

5 縦覧期間は、公告の日から1月間とする。

6 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 大田原市役所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

7 意見書の提出期限は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。

8 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）に基づく環境影響評価（生活環境影響

調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第2項から前項までに規定する手続を経たものとみなす。

9 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に対し報告書及び第3項に規定する書類の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、市の区域に属さない地域が含まれているとき。

(市による非常災害に係る生活環境影響調査結果の縦覧期間等の特例)

第19条 法第9条の3の2第1項の規定による同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における前条の規定の適用については、同条第5項中「1月間」とあるのは、「1月間（市長が当該非常災害の状況により当該期間の短縮を認めた場合は、その期間）」と、同条第7項中「2週間」とあるのは「2週間（市長が当該非常災害の状況により当該期間の短縮を認めた場合は、その期間）」とする。

(災害廃棄物処分受託者による生活環境影響調査結果の縦覧等)

第20条 法第9条の3の3第2項（同条第3項の規定により法第9条の3第9項の規定を読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下この条において「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下この条において「報告書」という。）の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設（以下この条において「施設」という。）の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

2 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下この条において「災害廃棄物処分受託者」という。）は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、規則で定める事項を公告するものとする。

3 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供するときは、当該報告書に法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

4 縦覧場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 災害廃棄物処分受託者の事務所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

5 縦覧期間は、公告の日から1月間（市長が当該非常災害の状況により当該期間の短縮を認めた場合は、その期間）とする。

6 法第9条の3の3第2項の規定により施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書（以下この条において「意見書」という。）の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の事務所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

7 意見書の提出期限は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間（市長が当該非常災害の状況により当該期間の短縮を認めた場合は、その期間）を経過する日とする。

8 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該災害廃棄物処分受託者をして当該区域を管轄する市町村の長に対し報告書及び第3項の規定により添付する書類の写しを送付させ、当該区域における縦覧等の手続の実施についてその長と協議するものとする。

(1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、市の区域に属さない地域が含まれているとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。